

海外重要情報 (第十二輯)



理財局
(昭和二十一年十月七月)

目次

第一 印度財政經濟の現状

一 印度經濟の發展と對英債權

二 印度經濟の發展

三 印度の對英債權と英國の對印投資

二 財政金融

一 財政

二 金融

三 財政經濟政策

三 貿易



(一) 印度貿易の变化

(二) 印度貿易の相手国

(三) 穀米貿易

四 産 業

(一) 印度綿業の現状

(二) 鐵鋼業

(三) 農業 (棉花)

(四) 兵の他

五 國民生活

(一) 生活水準極めて低位

(二) 物價の昂騰

第二 米 國

一 本年上半期に於ける米國の對外借款供與狀況と貸付方針

目二

- 一、概観
 - (一) 上半期供與借款の使途
 - (二) 對外貸付方針
 - (三) 貸出餘力
 - (四) 詰り
- 二、對日貿易の概況と見透
 - (一) 序
 - (二) 貿易実績
 - (三) 今後の貿易再開問題
 - (四) 米國産葉鹼貿易計畫
 - (五) A下し系海貞罷業の解決
- 三、罷業の原因とその妥協
 - (一) 序

第三 英帝國

(三) 妥協後の勞働氣運

二 低金利政策の實踐

(一) 低金利政策採用の理由

(二) 最近の金利秋勢

(三) 貯蓄證券の低利借替を費表

二 磅領域の爲替統制問題

(一) 英國の爲替統制策

(二) 磅領域の爲替統制問題

(三) カナダの爲替統制策

三 最近に於ける對外通商工作

(一) 英亞金融通商協定成立

(二) 英佛金融通商協定成立

(三) 英ソ通商協定成立

第四ソ 聯

一、ソ聯の物價債銀政策の新方針

(一) 價格制度の一元化

(二) 債銀の引上

第五 歐洲

一、ソ聯占領下ドイツの經濟的動向

一 序

(二) 土地改革

(三) ナチ黨員及び戰爭犯罪人所屬産業の沒收

(四) 舊銀行勘定の封鎖

(五) 結 び

ニ米餘剩物資對伊賣却

三、トルコ爲替相場改訂

(一) 意義

(二) 爲替相場引下げの内容

第六 東 亞

一、米比餘剩物資讓渡協定成立

(一) 移讓財産の種類及價格

(二) 支拂方法

(三) 附帶事項

二、朝鮮に於ける勞働組合運動

(一) 勞働組合の概況

(二) 勞働組合當面の重要課題

第一 印度財政經濟の現狀

一 印度經濟の發展と對英債權

(一) 印度經濟の發展 (時經大七、九三)

第一次及び第二次大戰は印度工業の顯著なる發展を促し、工業部門に於てさう着々その發展傾向を辿りつゝある。そして、その發展は印度の經濟的實力を飛躍的に増大せしめ、印度民族資本の地位を強化し、印度獨立運動の實質的基盤となつてゐる。英樞相モリソンも六月四日の英帝國新聞會議に於て、戰時中印度産業は長足の進歩を遂げ、その重要性は著しく増大したと述べて、印度の急速な成長を指摘してゐる。

(二) 印度の對英債權と英國の對印投資 (時經九、五)

二 印度の對英債權

印度は戰時中の對英援助の結果、戰前所有した三億六千萬磅

の對英債務を一九四四年末までは償還し逆に十三億三千萬
磅の磅残高を有するに至つた。

(2) 英國の對印投資

英國は一九三〇年初期十億磅の對印投資を有したが現在そ
の全投資額は二億四千萬磅に減退してゐる。

(3) 佛フール制における印度の立場

(4) 一九三九年九月—一九四五年三月間に

印度のフールされた幣 三、六四三、三〇〇千ルビ

印度の引出分 三、一五一、〇〇〇

印度の使用分 二、六五〇、二〇〇

英國から輸入された金 五〇〇、八〇〇

差引残額 四九二、三〇〇

二、財政金融 (時評九七七)

(一) 財政

九四年度豫算

去る二月末に提出された豫算案は主として軍事費の激減に因り一九四五年度に比し改善されたのである。(単位千レビ)

區分	一九四五年度豫算	一九四六年度豫算
(一) 歳入	五〇五六一〇〇	三五五七一〇〇
軍事費	三七六四二〇〇	二四三七七〇〇
其他	一二九一九〇〇	一一一九四〇〇
(二) 歳入	三六〇六六〇〇	三〇七〇〇〇〇
(三) 差引不足額	一四四九五〇〇	四八七一〇〇

(註) 後出のべ存の意圖する税制改革が實施せられれば本年度

(二) 金融

の歳入不足は四億八千七百十萬ルビにわ七億百六十萬ルビに増加する豫定である。

(一) 通貨流通高その他を印度準備銀行の週報にみれば次の如くである
(單位 百万ルビ)

		年 月 日	
(一) 債 債	(1) 銀行券流通高	一九四一年 九月五日	一九四五年 四月二十七日
	(2) 預 金	二、八一九	一、一、七、七、〇
	(3) 小政府預金	一、五、五	二、〇、〇、九
	(4) 一般銀行預金	四、五、六	八、五、八
(二) 資 産	(1) 金貨及び金地金	四、四、四	四、四、四
	(2) ルビ領幣	三、七、九	二、一、六
	(3) 海外資金	五、六、七	三、九、六、七
			六、〇、四、二
		一九四六年 四月二十六日	
(1) 銀行券流通高		一、二、三、二、七	
(2) 預 金		五、五、七、二	
(3) 小政府預金		三、四	
(4) 一般銀行預金			
(1) 金貨及び金地金		四、四、四	
(2) ルビ領幣		一、九、七	
(3) 海外資金		六、〇、四、二	

(1) 英 貨 證 券 分	一三一大	九九八三	一三二五三
(2) 印度政府ルビ證 券	七八五	五六八	五七八
(3) 有 價 證 券 扶 資 費	七七	一一五	三六一
(三) 買 債 に 對 す る 金 貨 及 び 磅 證 券 の 割 合	大 一・二%	九三・三%	九三・八%

(2) 通貨流通高は九十五億八百萬ルビを増加し(一九四一年九月の四三七%)

政府預金は五十四億一千七百萬ルビを増加してさう赤字財政の継続が常分疑はれなるとすればインフレ傾向は續くものと考へられる。

(3) 海外資金及び英貨證券は若増しておるが弗プール制、磅資金の封鎖等統制下にあるものが多く弾力性ある信用構成と

は辨し難い。

(三) 財政經濟政策

(1) 赤字補填のための公債政策

印度の公債現在高は戦時中の赤字財政に因り戦争勃發前年の二十八億大千萬ルピルから本年二月の三十四億大千萬ルピルに増加した。戦後財政の改善に努力してゐるが依然として續く歳入不足は公債により賄はれぬばならない。

(2) 産業化促進策

戦時中の赤字財政は當然通貨流通高の増加となりインフレ傾向を促進したが財政々策はこれが抑壓のため豫算の均衡を第一とするよりも寧ろ産業化促進に重点を置き課税の實質削減を行ひ産業を保護して生産力の増大を圖り國民所得を増大し生活水準の昂場を齎らすことによつて長期的に解決せんとしてゐる。

(4) 財政上の資本支出計畫

(1) 政府は鐵道、郵便電話施設、産業開発、航空、國防事業等に對し四億五千萬ルビ以上、の資本支出計畫を樹て、その内がその重なるものは政府の肥料工場の建設、産業金融會社株式の購入（一千萬ルビ）、工場建設に對する二千萬ルビ、までの補助金交付等である、
(2) これがため現行の資本銀行統制の継続、國庫投資局の創設が考慮されてゐる。

(四) 税制改革

綜合的に税制を檢討するため税制研究委員會の設置が計画されてゐるが政府は産業化促進の目的を以て次の如き税制改革を意圖してゐる。
(1) 超過利得税の廢止

超過利得税は一九四〇年四月五〇%の競争率で創設され、
後に大大名三分の二に引上げられたが一九四六年三月
末日以後発生する利得については廃止する。

(b) 強制預金の期限前拂戻

強制預金は資本支出として充當される場合に限り法定
期日前の拂戻しを認めぬ。

(c) 生産施設の新設及び研究費の優遇

(i) 新工場、新機械に對しては一〇%の特別減價掛酌を
與へ。

(ii) 科學的研究費は所得税において斟酌する。

(d) 輸入原料その他に對する關稅引下げ

(i) 製造の目的を以て輸入する原料

(ii) 印度で生産されない工場施設、機械の輸入

に對し關稅を引下げる。

三、貿易 (一時在九、九、一二)

一) 印度貿易の變化

印度は黃麻、棉花、茶、種子、皮革等の農産物及び原料を輸出し、機械その他の工業製品を輸入してゐたが、今次大戦以來輸出貿易に於ては棉花の輸出が減少して綿糸及び綿布の輸出が激増してゐる。

棉花の輸出は次の如く着減した。

年 度 別	輸 出 量	年 度 別	輸 出 量
一九三八一—三九年度	三四〇	一九四二—四三年度	一五五
三九—四〇	三、四二五	四三—四四	三六二
四〇—四一	三、一五〇	四四—四五	四〇〇
四一—四二	八七五		

(單位千俵一俵四リ。封度)

口綿織物の輸出は次の如く激増した。

(單位百萬平方碼)

國別	年別	一九三七年	一九四二年
印度		一二〇	九四〇
米國		二三六	四五〇
ブラジル		七	二五〇

(ハ) 之に反し、ランカシア綿製品の對印輸出は次の如く激減してゐる。(ビルマを含む)

區分	一九三五年	一九三八年	一九三九年
綿絲 (百萬磅)	一〇・六	五・三	三・二
綿織物 (百萬平方碼)	五四三・〇	二九二・五	二一五・四

(ニ) 今や印度は綿業を初めとする新興産業の急速する勃興により原料を輸出し完成品を輸入する國から遂次國內需要を自

(二) 印度貿易の相手國

紛して行かうとする段階にある。

一九四〇—四一年に於ける印度貿易の主なる相手國は次の如くである。

(單位千ルピー)

相手國	輸出入	
	輸出	輸入
英 本 國	六四九、七二五	三五九、六五七
米 國	二五九、〇七二	二七〇、〇六三
ビ ル マ	一六二、三九〇	二八三、六〇四

(乙) 對英帝國貿易

印度の對英輸入は一九〇九—一四年には總額の六三%を占めておたがその後漸減して一九三七—三八年及び一九三八—三九年に於ては三〇%に、輸出は三三・五%へ減

少いた。

口英米國を除く帝國內各地域は印度の輸入において一九三七年度二六・一%、一九三八年度一八・一%を占めていたが今次大戦中濠洲及びカナダが顯著なる工業化を遂げたので對印貿易に占める地位は今後増大するであらう。

(三) 對米貿易

對米輸入は武器貸與協定により激増したが同協定の廢止後は今後においてかゝる傾向がそのまゝ持續するとは考へられ
ない。然し米國は印度市場に重大な關心を寄せてをり極大な
印度の經濟開發計畫に援助を與へることに在れば米印貿易は
いよいよ活況を呈するであらう。

(單位千席)

區分	對米輸出入	
	輸入	輸出
一九四一年	九八、一六二	一三一、五一〇
四二年	三七七、六四九	一〇、五一三
四三年	五九三、四七二	一、二五、七八四

四 産 業

(一) 印度綿業の現状 (時経九、四)

印度綿業はその莫大なる棉花生産量を以て前大戦以来急速に
 發展し今次大戦まではその低能率に因つて経費高に憚りつ
 つあつたが大戦を契機として印度綿製品に對する需要は漸
 次活潑化し戦時中における石炭その他の原料の欠乏及び罷
 業等の悪條件を克服し、今や如何にして國內需要を充足し
 更に英本國及び日本の戦前の市場に對し綿製品を供給する
 かの問題に腐心してゐる。

最近の生産能力は次の如くである。

工 場 数 四〇七

紡 錘 (千錘) 一〇、二二〇

織 機 (千台) 二、〇一七

(3) 生産高その他は次の如くである。

區分	鐵鋼生産平均	
	鐵鋼五年平均	一九四五年
綿糸 (百萬碼)	三、八〇〇	四、八〇〇
海糸 (百萬封度)	一、一〇〇	一、六〇〇
棉花消費量 (萬俵)	三、〇〇〇	四、五〇〇
労働者数 (千人)	五、〇〇〇	八、〇〇〇

(二) 鉄鋼業 (時經六・七、九・五)

(1) 前大戦以来徐々に發展して、おた印度の鉄鋼業の生産能力は一九三八年から一九四三年の間に五〇%増大し、その生産額は一九三八年の九十七萬七千噸から一九四五年の百二十八萬五千噸へと三ニ%の増加を示した。この生産高は先進工業國の生産に比すれば微々たるものであるが、鉄鑛、石炭その他の豊富な鑛物資源は印度工業の將來の發展を約束してゐる。

（二）タタ鉄鋼會社は英帝國內で最大級の鐵鋼工場を所有して、約三萬人の勞働者を使用してゐるがその資本は凡て印度民族資本でタタ家に集中されてゐる。

尚最近工作機械の製作を開始したことは注目される。

（三）農 業（棉花）

（一）印度全人口の十分の九は農村に生活し、四分の三は農民であつて農民は一人當一エーカーの弱を耕作しその品質と單位當生産量は他國に比し極めて低い。例へば甘蔗の生産額は一エーカーにつきジャバの四分の一、棉花は世界最低といはれる（時經九一一）

（二）最近の棉花事情は次の如くである。（時經九一三）

（一）棉花生産額は一九三九年度乃至一九四一、四二年度の概ね六百萬俵前後から四二、四三年度乃至四三、四四

四年度には五百萬俵前後に更に四四十四年度には三百萬俵台へと漸減した。

(四) 右は輸出市場の喪失と食糧事情逼迫のため棉花栽培から食糧栽培に轉換したためであつて印度政廳は一九四二年度棉花栽培業者のために棉花基金を設け食糧栽培への轉換を助長する措置を採つた。

(ハ) 従つて作付反別は次の如く着減してゐる。

一九四一—四二年度 二四、一五一千エーカー

四二—四三 一九、二〇三

四三—四四 二〇、三九八

四四—四五 一四、二一八

今年度激減 一四、四八〇

(四) その他

印度は戦時中鐵鋼業を基礎として一連の軍需工業を發展せしめることに成功した。聯合國に供給するため航空機及び自動車工場を建設し、アルミニウム工場、硫酸、塩酸、苛性ソーダ、加算等の化學工業を新築せしめた。

五 國民生活（時經九一〇）

（一）生活水準極めて低値

戦時中軍需生産は着増したとはいへ依然として重機械及び工作機械工業では極めて遅れてをり近代工業の心臓と云はれる内燃機関の生産の如きは皆無であつて近代産業の組織にはまだ綜合性、關聯性が欠除してゐる。従つて産業の基礎は依舊農業、手工業であり一般文化水準、生活水準は極めて低い。

(二) 物價の昂騰

(1) 一九四一年の總人口三億九千萬中二千萬人(五%)が冒拵階級であり一億三千萬人(三三%)が漸く耐久耐用生活計を營み二億四千萬人(六二%)が貧に喘いでゐるといはれた。従つて國民所得は一人當年平均六七乃至七〇ルピと極めて低位にある。

(2) 戦争勃發以來軍需工業擴張のため民需は抑制され輸入は減れ、對英援助は徒らに封鎖磅として累積したために衣料食糧その他必需品の顕著なる不足を来し最近の物價は世界物價水準の二・五倍に騰貴してゐると傳へられる。

中央及び南部に於ては嚴重なる配給制が行はれてゐるにも拘らず物價は鰻上りに上昇し殊にベンゴール地方においては利益屋の跳梁と州政府の悪政のため闇値は著しく上昇してゐる。

一 本年上半期における米國の對外借款供與狀況と貸付方針

(時經九一六)

一 概 觀

米國の對外借款供與は米國輸出入銀行の貸付を通じて行はれてゐるが同行の本年上半期における對外貸付の内最も大なるものは蘭印銀行に對するもので、該銀行は米國よりの商品及び勞務輸出の對價として總額一億弗の借款を入手した。

極東向としては、中國に對して總額六千六百七十九萬弗を供與した。

歐洲向けの貸付は合計九億五千萬弗、また中南米諸國向けの貸付は合計千五百二十五萬弗である。

(二) 上半期供與借款の使途

(イ) 上半期における對外貸付は聯合國により解放された戰災諸國の復興に主として使用される目的のものである。即ち新規貸付總額十一億五千七百萬弗のうちアジア及び歐洲諸國に對する貸付は合計十一億四千二百萬弗となつてゐる。

(ロ) 尙輸出銀行はこれらの復興金融を行ふに當つて米團のみが單獨で危険を負擔する事實に鑑み貸付は眞に緊急を要すと看做された場合にのみ、これを許容することとし、又貸付額も被貸與國が眞に緊急を要する米團商品の買付に必要とされる範圍に制限し貸付による危険の防止には萬全の策を採つた。

(三) 對外貸付の方針

(イ) 輸出入銀行は米團の傳統的政策の線に沿つて復興開發に伴

要とされる米國製資材及び勞務を購入するため借款を求め
る外國の輸出入業者を援助する建前を振つた。

(四) また本期間中輸出入銀行は、中國、チエツコスロツアキ、
イタリヤ、オランダ等の諸國の米棉輸入に對し金融的援助
を與へた。

(四) 貸出餘力

(イ) 今後輸出入銀行が貸出する全額は僅か八億二千萬弗に過
ぎない。しかもこのうち五億弗は中國向けロイヤルマークを
此てゐるため眞の貸出餘力は僅かに三億二千萬弗に過ぎな
いことになる。

(ロ) この殘餘額に對して既に諸國より多くの申せみがある現
狀である。

(五) 結び

輸出入銀行がこれ等の復興借款を供與することによつて國際復興
開發銀行が戰災諸國の復興のための活動を開始するものと同一
これに代つてその任務を遂行しな莫は特記さるべきである。

二 對日貿易の概況と見越し (共同外信九一四日空六三三)

(一) 日本の輸出入については既に一九四五年九月 基本政策が
決定され、ある。その具體的決定は媾和條約成立後取
り決められる筈である。現在實施され、ある基準は

(1) 輸入

は飢饉並に疫病を阻止するために絶

對の必要に充ずるため、

輸出品の製造又はを領軍用

物資生産のため 原料と燃料が 緊急に必要なる場合に限り、

(2) 輸出は日本の戦前における 貿易の基準に従つて決められる。

比率にする。例外として

(1) 全世界に亘つて供給不足でソシントンにおける統合委員
會が割り振りをきめておる輸出品目。

(2) 重要な輸出品と直接交換される輸出品。

(3) 右の範圍内で更に總司令部の管理の下における制限貿易で
ある。

(二) 貿易実績

(1) 終戦以来本年五月末迄の外國貿易國別実績は左の如く二千
三百余万弗の出超を示してゐる。

	輸 出	輸 入
英 聯 邦	一〇二六	五五
中 國	七六六	一六四三
朝 鮮	七八〇二	三六

(單位千弗)

ソ 聯

合衆國 四一、八五八 二六、一一〇

合計 五一、四七七 二七、八四五

出超 二、三六三

註) 輸出の主な品目は、生糸、石炭、鑛山用品及び施設、

桑苗、蚕卵紙その他輕製品。

輸入の主な品目は、食糧、棉花、磷鑛、石油製品及び

塩である。

以、本年六月迄の米國のみの貿易バランスを兎れは入超四千五

百餘萬弗となる。

輸 出 輸 入 差引入超 (單位千弗)

四一、八五八 八七、二一〇 四五、三五一

内洋商 三九五 八八 二、八九七 四

食糧 八、三三六

(註)

(一) 右の内食糧は米陸軍省の會計に屬し小麦、玉蜀黍、小麦粉であり、棉花は米商務省の會計に屬し、米國税關を通じて行はれるものである。

(二) 現在日本の入超は四千五百餘萬円であるが、この状態が今後繼續するとすれば日本側の負擔すべき米軍占領費と共にこの決済問題は一般賠償問題となり離して解決を要する問題である。

(三) 今後の貿易再開問題

小 聯合国の對日貿易に關しては總司令部において検討中であるが、現在迄に決定せるもの並に計畫中のものは次ぎの通りである。(機密速報九・四・九、七・九・一八、九・二三)

小 對香港

總司令部では香港關係の割當を香港側原案より多く決定

いた。

日本側輸出 絹織物、麻織物、入絹絲、綿絲
日本側輸入 塩、マツ子、ゴム、ゴム靴、魚類、生ウレシ

(四) 對中東諸國及び極東諸國

總司令部は中東諸國及び極東諸國との間に日本商品との
パートナー貿易協定締結を交渉中の如くである。

(五) 日本、の煙草とエジプトの長纖維棉花及び化學藥品との
交換が考慮されてゐる。

(六) 總司令部代表は目下星港、香港、西貢及びラングーン
においてパートナー取引交渉中である。

(ハ) 對南方

總司令部は日本綿製品の南方輸出を考慮中でこれの實現
は軍内と臆測されてゐる。

各國に於ける對日貿易を續る情勢

(イ) 對濠洲

(1) 「日本の羊毛工業は濠洲の強力な支拂の下に大規模に

再開されるだらう」とロンドン商社筋は云つてゐる。

(2) 大戰以來閉鎖されてゐるシドテ羊毛取引所は九月二日

より再開される。その結果日本にも羊毛が輸入される

との観測が強い。

(ロ) 對ソ聯

ソ聯は左の物資について日本との交易開始を正式申出あ

り、總司令部は審議中であると報せられてゐる。(日経九

一八)

日本側輸出品 織維製品

日本側輸入品 塩 黒鉛 平燄炭 (南サカレン産(旧樺太))

(1) 對中華民團

(a) 日華間の輸送機關回復次第華北の高級コークス用石炭約十萬トンを日本へ輸出しこれと同量の燃料石炭を日本(三池炭砒)より輸入す。

(b) 右石炭交換は日華兩國政府間で行はれるものとし、日本が自由貿易を許されるときが来たら民間事業者の手に委ねることとする。(一九一八對日理事會中國代表の提案日経九一九)

三、米國の産業動員計畫 (共同外信九一六、日本経済九一七)

(一) 米陸海軍需委員會は最近將來戰に對する米國の産業動員計畫の樹立に努力してゐる。

(二) トルーマン大統領はその首席顧問として前戰時生産局長ドナルド・ネルソン氏を任命陸海軍協力の下に、極秘裡に軍需工場計

画について研究を進めておる。

(三) ホルソン氏は常備的軍需産業の範圍とこれに對する平時金融に必要な法策について報告書を作成中であるといはれる。この案は二週間前に上院委員會への報告として陸海軍需平員會が提出したものであり、規模は小規模なものであるが、結局はその程度に發展するものと見られる。

(四) この常備生産計画は總經費三十億弗を必要とするといはれる。その要旨は次の通りである。

(一) 重要軍需品生産のための機械を政府によつてブールするか又は軍需工場が民間企業に賣却されたとき、それら工場のための機械を貯蔵すること。

(二) 平和産業では使用されない重要資材又は部分品を生産する工場及び設備の戰時統制を確保すべき立法措置の準備。

(3) 平和産業に轉換した工場においても必要な場合は軍需品生産部門を何時でも使用し得るやうに準備しておくこと。

(4) 軍需産業の戦略的配置計畫に基づき各工場の地理的分布を考慮すること。

(5) 陸海軍が各の工場配置を行ふために必要なる資金を決定し、

政府が戦時統制を實施する以前には必要工場が輸利物資として費節を能はんとを防止するため早急に軍需物資管理局と協力して手をこたへずすること。

四、A F L 系海員罷業の解決

(一) 序 九月五日エネトポート港において離船開始を手段に A

F L 系海員罷業は大西洋岸、メキシコ湾並に太平洋岸に波及

し、また、く中に三〇〇隻以上の船舶が繋留され、五〇〇〇

復故上の船舶が積荷を卸すに至り、全米の海運界の機能は全面的に停止するに至つた。この罷業は十三日終つた旨、労働長官ジョー・エレンバウグによつて發表されたが、その顛末は次の如くである。

(一) 罷業の原因とその要結（共同外信九二六、日経九・一七）

原因

(一) 組合側は大西洋岸及びメキシコ湾においては月額二十七八五〇仙、太平洋岸においては二十二弗五〇仙の賃銀値上げを要求した。

(二) 海運業者側は要求を認めずとして承認し之を経済安定局に賃銀値上げ認可方陳情した。

(三) 経済安定局は右要求を認めれば、C-Iの系海員も全国的罷業開始する可能性あり、且つ賃銀と物價との悪循環を

またわい、安定局は「安定機構」としての機能を喪失するものとしてこれを拒否した。

(二) 組合側は、全国組織労働者の闘争参加による、ゼネストも提唱し、港湾関係従業員組合、全米炭鉱労働組合の支持を受け全国的に擴大するに至つた。

而今日の罷業の特色は政府請願との闘争であり、政治問題化する恐れもある。

(三) 要結

(一) 労働次官補フェイスがハンナは組合側と桑巻で會談し歸

後「政府が譲歩せぬは罷業は終らない」と見解を批歴し

「経済安定局が完全に方針を一変して始めて罷業が終るであらう」と聲明した。

(四) トルーマン大統領は事態の悪化を慮り経済安定局長官ス

キールマンを以て左により妥結せしめた。

(a) 大西洋岸メキシコ湾並太平洋岸船舶運賃は従前通りとす。

(b) 大西洋岸メキシコ湾においては月額二十七帛五十仙、

太平洋岸においては月額二十二帛五十仙夫々引上げを承認す。

(三) 妥結後の労働氣運

最近の物價騰貴は労働不安を惹起しつゝあり、AFL系海員ストライキの勝利を機として他の産業部内への波及濃厚でありこれを未然に防ぎ得るや否やは、戦後のトルーマン政権のインフレ對策加増に懸り、こ中が措置は極めて注目されざるべしといふのである。

1) CIO系海員は十二日夜半を期してAFL系との賃銀均衡

重要の罷業を開始し参加員二十名であるが他の港は

関係従業員組合も参加する形勢である。其間の信託(二六)

(2) 合米倉庫車賃組合は賃銀引上げ要求が既濃厚であり、同

組合長がオルツ・ル・サは「物價がどう動くかによつ

て決めるべきだ」と述べておる。其間外信(九・一〇)

刊

第三 英 帝 國

一 低金利政策の実践

(一) 低金利政策採用の理由

(1) 英國は今次大戦中所謂「三%戦争」を提唱し一九四一年以
末、國債利子を三分に引下げたがこの低金利政策は嚴格な割
當制、效果のあつた、貨幣、物價統制及び貯蓄政策、租税の
増徴等と相俟つて英國の戦費支辨を成功せしめた。

(2) 現職相ドールトンも經濟金融状態が許す限り金利引下を圖
ると低金利政策を強調してゐるが戦後における低金利政策
は概ね次の如き目的をもつものと認められる。

- (1) 戦時中に消耗した資本の更新、産業再轉換及び平時必要
産業の振興に要する資本の供給を容易ならしめること。
(2) 完全雇傭實現のためには今後も歳入不足が豫想され、こ

此が補填の負担の軽減を圖ること。

(二) 最近の金利状況 (世界週報七、二〇)

蔵相ドールトンは去る四月九日下院における豫算演説の中で次の如く述べた。

(1) 短期利子は現在大蔵省証券は一%から二分の一%へ、大蔵省貯蓄債券は一%八分の一から八分の五%に引下げられてゐる。

(2) 長期利子は既に三%以下に低落し尚低落傾向にある。然るに昨年十月以来政府公債は當時のシキ一の基準に政府公債の利廻りから判断することその相場は高くなり今日尚騰貴し續けてゐる。

従つて三%國防公債は最早適當な債券ではない。

(三) 貯蓄証券の低利借替の發表 (時經九、一四)

(1) 大蔵省は一九四七年三月末を以て現在発行されてゐる貯蓄証券と市場より引上げ之に代へ更に低利廻りな所有に關し高度の制限を付した新証券を発行する旨発表した。尙藏相は五億二千万磅の発行を豫定してゐる。

(2) 右発表の影響

(1) 右発表は償還期限十八年乃至二十一年の二・五%貯蓄公債の発行と共に政府が、(一) 低金利政策に乗り出したものと一致と観測されてゐる。

(2) 小強貯蓄証券の價格低落傾向は助長されるであらう。

(3) ニューズ・ウオッチャー経済部長は金銀証券市場に對しては強材料を提供するものと観測してゐる。

二 磅領域の為替統制問題

(一) 英國の為替統制策 (時經九、一八)

(1) 英國の物價昂騰、カナダの為替レート引上げは對米借款の

購買力を減殺し食糧品その他の輸入負担を加重する結果一
部では磅の再評價が行はれてゐるが九月十六日減相ド
ルトンは米英為替比率改訂の意志をしよこれをも決定した。
(2) ニュース、ケロニカルは次の如く報じてゐる。

(1) 米國の物價昂騰、カナダの為替レート引上げはマルセン
チンの肉類價格引上げと相俟つて英國に於ける生計費の
負担を加重した。

(4) 外國に多額の負担を有する英國にとり磅の評價引上げは
不利であるとの反對もあるが米國の物價が騰貴を續ける
ならば思ひ切つた行動をとるの余儀なきに至るべからう。
(二) 磅領域の為替統制問題 (時經九、一四)

ロイター經濟部長キヤムベルは海外磅領域諸國はその為替統
制を英國の為替統制と調整し新磅領域を支持するべからうと

次の如き理由を挙げて居る。

(1) 英國の株資金が強化されたこと。

現在の特ポール制では英國銀行は株を磅領域諸國に割當する
ためそれ等諸國に對しそれ等諸國の獲得した株の使用を
削減するやう懸願しなげればならなかつたが現在では對
水盾教三十七億五千万株の財源を預りこれを自由に割當す
得るに至つた。

(2) 明年七月以後には自由磅を支拂はねばならぬこと。

英國は對米債教凍定により明年七月以後には自由ポンド
を支拂はねばならぬがその時には殆んど凡々の磅領域諸
國自ら發した株を使用するやうになるだらう。何故なら磅
國は自ら發する株の外に三十七億五千万株の債教につき今
前を得ずうとしてゐるからである。

(註) 封領地と自由地

英國は改革勅令以來其地を封する權利を海軍を賣ふことを禁じ有旨詔令で傳置を禁じた爲、これ等の權利は封領地となつて英國に累積した。

各國の磅数高は次の如くである。(單位百一十磅)

國別	面積	屬別	面積
剛果	70,000,000	南米	5,650
エチオピア	1,598,000	歐洲開放地	1,217
アイルランド	218,000	其他	689
オーストラリア	4,730		
その他磅地	5,387		
磅地域計	1,060,000	非磅地域計	1,100,000
總計	1,311,000		

これに對し自由榜とはこれ等の制限のない他通貨へ自由に転換し得る榜である。

(ハ) 印度は通貨の統一を維持する必要があること。

(ニ) 印度には^{十の}幾つた各州のルピーと若干の印度王侯領土の通貨があるがこれ等多様のルピー債を二乃至三のルピーに統一せしむることは可能かも知れな^いが一つの統合するとは容易に出来ず^い。この^いうやルピーが英國、南阿、澎湖、ニュージールランドの榜貨以上に安定し^るものと^することは考へられ^ない。

(ホ) 地方印度の有する榜貨高は其大寺為替平衡資金と^するものであつて榜貨或が印度を崩壊から救ふ唯一のも^とである^と危^しむ^られて^ゐる。

(ロ) 従つて印度がその為替統制を英國の為替統制と調^整する

事と拒否するてあらうとの一般の印象に反し印度は自身
の崩壊を避けるため實際に於て磅領域との調整を急ぐて
あらう。

(三)

カナダの為替統制策(時次九、二)

(1) カナダは非磅領域にあり且カナダ幣が強調を示してある
にも拘らず磅の立場を反映して外國為替統制の繼續を決定
した。がカナダは再が自由と他通貨に交換し得るものとなる
まで為替統制を繼續するてあらう。

(2) 即ちカナダは磅領域に對する輸出代金として自由通貨を取
得し得ないのに反し對米輸入に對しては現金決済をしてお
るから收支の均衡を図るため為替統制を必要とする立場に
あるからである。

(3) 右に閱しロンドンタイムスは次の如く論じてゐる。

(イ) カナダの論替統制繼續に復興過程にある磅領域國の通貨の復興を授けるものである。

(ロ) 現在の全封鎖磅を解放され、現在の弗ポール制が廃止されねばならぬ。明年七月以後に於ては磅の產弱は磅領域内各國がその為替統制を英國の高替統制と歩調を合せてやつて行く意圖があるかどうかによるものと一紙に考へられてゐる。

(ハ) 一部の國特に印度は英國と歩調を合せる事を拒絶するものと一紙に懸念されてゐるがカナダの如き非磅領域國の協調は磅領域國程らく特に印度の協調が更に困難あることを示すものである。

三 最近に於ける對外國通商工状

英國に今回神・亞兩國と金融通商協定を、ソ聯との間にも戰時注文品と關する通商協定を締結したが目下ロンドンではブラジルとの間に通商交渉を進めてゐり更に英華通商交渉の準備を進めてゐる模様で之等の結果は世界經濟の回復に裨益するものと期待されてゐる。

(一) 英亜金融通商協定成立（世界經濟攷九、二〇 時徑 八、三一、九、二四
一六一—一九 時電九一一九）

(二) 英亜通商協定は過去十週に亘り交渉が進められてゐたがアルゼンチンの對英輸交代金の封鎖協定拂込拒否と磅發高價を合む食肉協定の締結拒絶と因り一時全く破裂を來した。然るに十七日に至り英國の肉實入價格、アルゼンチンの封鎖磅發金、英國所貯のアルゼンチン鐵道等の諸要素に關し

全面的に協定が成立しを

(2) 協定の内容は次の如くである。

(1) 英國はアルゼンチン所有の封鎖條約一億四千五百万磅を解除しその自由處理に同意する。

(4) 一九三五年以來無配當の英國所有アルゼンチン鐵道會社の問題は鐵道會社とアルゼンチン政府との共同經營により解決する。

(5) アルゼンチンの輸出向食肉中七〇乃至七五%を英國に輸出する。

(三) 八月二十日滿期失效して英亞通商條約に代る全般的な新通商協定の検討を勸奨する。

(二) 英佛金融通商協定成立(世界短效九、二〇。時径九一九一海外

重要情報第五輯參照)

(1) 英佛兩國間にフランスの貿易資本押込一億一千万磅の整理條
 件の改善及び相互通商の促進を主旨とする金融通商協定が九
 月十七日成立した。本協定は去る四月末成立した英佛金融
 協定を更に強化したものである。

(2) 内容詳次の如くである。

(1) 貿易資金の整理

(a) フランスの一九四五年度の貿易資本押込額は十五ヶ月間
 に整理する。

(b) 本年及び将来の貿易より生ずる債務はフランス所有の
 磅証券の賣却により支拂ふ。

(c) 金による支拂規定は削除する。

(四) 兩國間の物資交換は將來増大せしめる。

(三) 英佛通商協定成立の時(一九一一年一月)

(1) ソ聯が戦争後半期に於て英國に注文し引渡未済となつて居

る総額約四千万鎊の機械及び電氣器具の再評價に關する交渉は行詔りを傳へられたが今回協定が成立した旨九月十日発表された。英國側では本協定の契機として英ソ通商関係の発展を期待してゐる。

(2) 英國は最初の見積 價格より一三% 切下げ代金の四〇% は現金拂としたの% はクレデットとする筈であり、ソ聯は本シーズン中二万五千スタンダード(一スタンダードリ一六五立方呎)の木杖の對英輸出を申込んだ。

ソ 聯

一 ソ聯の物價銀紙政策の新方針 (時程時電九二一九)

(一) 價格制度の一元化

(1) ソ聯最高會議幹部會は現在の高水準の商業價格と低水準の

配給價格を調整する新方針として商業價格の引下げ、配給價格の引上げるを決定した。

(2) 明年切符配給制度が廃止され、ば現行の二本立價格は政府の新統制價格に一元化されることとなる。

(三) 實銀の引上

(1) 右配給價格引上に對應させるため同額九百ルーブル以下の所得者の實銀引上を行ふ旨九月十六日布告した。

第五 歐 洲

一、ソ聯占領下ドイツの經濟的動向（時経九、一四）

(一) 序

(1) ドイツのソ聯占領地域では民間私的企業に代つて國有乃至國家管理方式が採用されつゝある。

(2) かゝる動向を土地改革、ナチ黨員及び戦争犯罪人所屬産業の没收、旧銀行勘定の凍結といふ三大処置に就いて觀察する。

(二) 土地改革

本措置により大地主の土地は急償で没收され、これをソ聯流に集團農業化せず、多くの農民に分配された。

(三) ナチ黨員及び戦争犯罪人所屬産業の没收

本措置は聯合國ドイツ管理理事會の命令により性的占領地でも実施せられてゐるが、ソ聯占領下のやうに大規模に（例へばキョリンチアでは企業の一大部分）行はれてゐない。尚没收さ

此に企業の処置は未定である。

(四) 同銀行勘定の封鎖

(一) 一九四五年五月八日(ドイツ降伏の日)以前に行はれた全銀行の預金を封鎖し、而もその封鎖勘定は解除される見込みは全然ない。

(2) 十千政權下に於て約七百五十億マルクの紙幣が発行され、公債は百億マルクから八千億マルクに増大した。かかる損失を考慮し、支拂ふことは不可能である。

(五) 能 び

(1) 要するに資本主義は東歐に於て漸次後退してゐるか、それはソ聯流式社会主義化のためではなく、政治的安定を喫へるため、公有制の採用と云へよう。

(2) 従つてソ聯占領下のドイツ人は私有財産制の原則が撤廃されると思つてゐる。

そのあらはれとして昨年五月八日以後于ユトリンナア州を銀行
の自由預金は十五億マルクに達してある。

二 米餘剩物資對伊賣却 (時経九、一二)

地中海區域の米陸軍餘剩物資 (約五億六千五百万磅に達する)
の買付に關する米伊協定が九月九日ローマにて調印された。協
定の内容は次の通りである。

- (1) イタリヤは市場賣却購入のため米債一億六千万磅を支拂ふ。
- (2) 支拂條件は期間二十五年の年賦償還とし、第一回は一九四五年
を起算とする。

- (3) 利率は年二パーセント八分の五とする。

三トルコ為替相場改訂（時経九）の一二

二 意 義

(1) トルコ經濟は依然百万の軍隊を豫算總額の約半分に當る五億トルコ磅（百ピアスター）一トルコ磅の支出を不可避ならしめてゐる。

(2) かゝる莫大の軍事費は武辱、貸兵協定が消滅し、戰時輸出増加が与へなつた今日國家經濟に對する大きな負担である。

(3) 割つさへ物資の不足は甚だしく物價は騰貴し、一方計畫によつてある工業化のためには莫大の資本財（例へば鐵相の説）によると米國から今後四ヶ年間に五億磅の資本財を輸入するを必要とする。

(4) これらに對する對策として既に昨年十二月米輸出入銀行から三百万磅の借款を得、又現在一億磅の借款供與が同じく

米國によつて考慮されてゐる。

(5) しかし、る事態に對し根本的には輸出の増大と共た、輸入余力を増加することが必要であるが、従来レートは実質價值と遙かに差をもちてあつた。(その為、%のフレミアムが認められてゐる)

(6) 今回の措置は、自由貿易の障礙をとりぬき、自由貿易へ第一歩をふみ出したものと云ふ事が出来るであらう。

(二) 論議相場引下げの内容

九月八日トルコ政府の發表した論議^{相場}改訂の内容は次の通りである。

(1) 対英相場

従来の一磅に付五百二十ピアスタートの特別協定レートは今後廢止され、英蘭銀行のピアスタートと英米相場は次の如く改訂された。

(2) 對米相場

買入 相場

賣

一磅に付

新レート

旧レート

一ニ八ピアスター

七ニ八ピアスター

一四〇

五二〇

新レート

旧レート

二ハ〇ピアスター

一ハ〇ピアスター

一帯に付

第六 東 正

一、米比金別物貨幣の編成成立（米電九一三、一四）

米國政府が現在比島に有する余剰財産を比島政府に移譲する

旨西國政府は十一日只同声明を發した。

(一) 移譲財産の種類及び價格

(1) 價格 原價 六億三千一萬幣

(2) 右原價の現在の見積り價格は一億三千七百萬幣であり、

(3) 實際の減衰は原價の二一・四%を基礎として行われる

と言はれる。おに依れば譲渡價格は一億三千四百八十二

萬幣と与る。

(2) 種 類

(1) 明細不明なるも、その内には六百萬幣の船舶、舟艇等

が含まれてあり、軍事施設、航空機は含まれてゐない。

(一) 右の如く現金二千五百萬円

(二) 支拂方法

右債格の支拂は左記の水國の對比債務により相殺される。

(1) 今迄の余剰資産のクレディット成高八千五百萬円。これ

は比島復興公に基き米議會で承認され一億円を限度とするクレディットの成高である。

(2) 米陸軍が日本占領中発行した遊撃軍軍票の償還のため有する債務。

(3) 米陸軍が戦中その作戦遂行のため立替を受けた緊急通貨に對して有する債務

(三) 附帯事項

比島政府はこれらの債務消算を承認すると共に水國が不動産三百萬円を購入するに盡力し又米比文化文獻費二百萬円

の支出を承認した。

二、朝鮮に於ける労働組合運動（末節七、九、七、一）

(一) 労働組合の概況 戦時中の弾圧的と日本の統治から解放された朝鮮では、物價騰貴による勤労階級の生活不安を切実に反映して労働組合運動が急激に活発化し、各地に續々労働組合が結成されつゝある。

い、朝鮮労働組合全国評議會の結成

(イ) 此等の労働組合は全国的産業別単一組合結成の方向に進み昨年十月中に被服工組合を皮切りに鐵道、食糧、織紐、金屬等の各単一組合が結成され引續き、

(ロ) 十一月五、六兩日京城で南北両鮮を通ずる朝鮮労働組合全国評議會が結成された。

(一) 評議會の幹部役員には左の諸氏が選任された。

執行委員長 許成澤

副委員長 林世榮、韓 善

(二) 評議會の行動綱領として掲げられたものは次の通りである。

一 労働者の一般的生活の保護と最低賃金制の確立

二 八時間労働制の実施

三 七日一休制と年一ヶ月の有給休暇制の実施

四 婦人労働者の産前産後三十日の有給休暇制の実施

五 有害危険作業の七時間制の確立

六 十四才未満の幼年労働の禁止

七 労働者の爲に住宅、託児所、図書館等の設置

八 労働者の爲のための団体契約権の確立

九 解雇と失業絶對反對

(2)

労働組合の現況 全国評議會結成當時これに参加した労働組
 合の状況は左の通りである。

労働組別	分會数	組合員数	労働組別	分會数	組合員数
金、屬	二〇八	二六、七二五	織、雑	九六	一五、三四〇
化學	一一八	二六、二一五	織、道	四五	三四七二八
出版	七七	二、一八〇	交通、運輸	一二七	二三、七二八

一、民族敗者及び親日派の一切の企業に工場管理委員會の保
 管管理権の獲得

二、失業、傷病、老廃労働者及び遺族の生活を保証する社會
 保險制の実施

三、賠償を本位とする一切の請負制反対

三、朝鮮人民兵和國支持

食糧	一一七	七七四五	一歌偉給者	二〇	三、八一八
土運、木材	一八四	一八、八四三	海軍、港務 漁業	四六	一、三二四
電氣	四五	五、八〇二	通信其他	五六	一八、八四四
鉱山	七五	二、三、二八一	計	一一九四	二一七、〇七三

(註) 以上の組合組織は、農家に拡大し、一九四五年末には組合員数五十万を起えてゐる。

(3) 労働運動に對する南北両鮮の事情

(1) 米軍政下の朝鮮に於ては資本家と労働者の對立では資本家

側に有利な傾向があるのに反して

(2) 朝鮮と領下の北鮮では組合運動は人民委員會の下に秩序整

然と行はれ、組合幹部は直接行政員が若くは機関にも参加し

てゐる。又前述の全国評議會の行動綱領の二一九は人民委

員會の政綱の中にも採り入れられ既に実行に移されてさり、

(二) 労働組合方面の重要課題

十六歳未満の労働者の長時間労働制も実施されてゐる。尚平壤には全国評議会の北鮮分局が設けられてゐる。

(1) 終戦後の物價騰貴は朝鮮に於ても著しく、之に反し戦時中釘付とされてゐた労働賃金の値上げは奋騰する物價の騰貴に到底追ひ付かぬ、之が解決は急速に講ぜられなければならぬ。

(2) 南鮮にある重要工場は九五%は日本人經營のものであり、これらは終戦後一斉に閉鎖されたが米軍進駐後日本人經營工場は逐次米軍政廳の管理下に取られてゐる。

朝鮮人經營のものも情勢の激変に抗しかね閉鎖されるものが多かつた、現に採炭中のもものも原料資材の入手難、交通の不便、インフレの昂進等の為採炭率は何れも極めて

此、このため

(c) 労働者の大部分は解雇失業の危機に曝されてゐる。

(d) 労働組合側はこれに對し、工場管理委員会による工場管理の手段に訴へ人とし、米軍政廳は全面的にこれを禁止する方針に出てゐる。

(3) 日本からの帰國朝鮮人の数は百八十万に達してゐるが、これは前述の悪條件に拍車をかけるもので労働問題の解決を一層困難をらしめてゐる。

(4) 本年一月南鮮には韓國臨時政府系の右翼労働組合として大韓労働總聯盟が設立され労働運動も政界同様左右兩翼が對立するに至つた。